

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(2) 「ヘルシアウォーター s」 (花王株式会社)

〇〇〇委員 次の審議に入ってまいります。2件目、ヘルシアウォーター s、花王株式会社でございます。まずは消費者庁から御説明をお願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 資料3を御覧ください。

商品名ヘルシアウォーター s、食品形態は清涼飲料水、内容量500ml及び1,000ml。

許可を受けようとする表示の内容「本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています」というものです。

関与する成分と量は茶カテキン540mg、一日当たり摂取目安量は500mlとなっております。

既許可品ヘルシアウォーター aとの相違点ですが、2点ございます。1点目は、許可を受けようとする表示の内容の文末「体脂肪が気になる方に適しています」というのが申請品については「体脂肪が多めの方に適しています」。それと原材料の配合割合が変更となっております。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、次に調査会での審議状況などの御説明を事務局からお願いいたします。

〇消費者委員会事務局 調査会での審議経緯ですが、昨年10月4日に諮問がありまして、10月22日、第43回第一調査会、ここでは指摘事項が出されまして継続審議となっております。

今年2月8日に第44回第一調査会がありました。ここでも指摘事項が出されましたが、今回は座長預かりという形となっております。

回答に関しまして座長に御確認いただき、調査会での審議は終了いたしております。

次に、指摘事項と回答の概要が記載してあります。43回の調査会での指摘事項としましては、ヒト有効性試験において被験食品摂取群の腹部脂肪面積は減少していたのですが、体脂肪率は増加しておりましたので、体脂肪率の測定方法とその測定精度を明らかにするようということと、腹部脂肪面積と体脂肪率の測定結果の相違の解釈を示すようということでした。

それに対する回答としまして、1番目、体脂肪率の測定方法としましては、インピーダンス法を用いた体重計型の測定器を用いました。

2番目、測定精度としましては、インピーダンス法による測定では体内の水分の量や分布に影響を受けやすいと言われておりますけれども、測定条件を一定にすることで変動を低減できると考えているということでございます。

3番目、腹部脂肪面積と体脂肪率の測定結果の相違については、インピーダンス法による体脂肪率測定は季節変動や他のさまざまな要因により影響を受ける可能性があるが、X線CT法による腹部脂肪面積はこれらの影響を受けにくく、そのためこの測定結果の相違が生じたものと考えているということでございます。

#### 第48回新開発食品調査部会 議事録

44回の調査会の指摘事項と回答です。

指摘事項1、被験食品摂取群の個別データ及びCT法とインピーダンス法のデータのばらつきなど、試験の実施状況の特性を調べて、その上で腹部脂肪面積と体脂肪率の測定結果の違いを考察するようということです。

これに対する回答として、1番、この研究における測定値のばらつきについてですが、X線CT法による腹部脂肪面積とインピーダンス法による体脂肪率の測定値、それぞればらつきを示すCV値を算出して比較しました。その結果、測定値のばらつきについては、両方の方法で同等のレベルと考えられたということです。

体脂肪率と腹部脂肪面積の結果が異なった要因についての考察ということでは、このヒト試験自体が夏季から冬季にかけて実施されたものですけれども、ちょうどこの時期は体内の水分量が減少すること、それから、インピーダンス法による体脂肪率が1～2%増加することが報告されております。このことから、この試験では体脂肪率の測定値は、体内水分量が減少したことによってその測定値が増加したと考えられるということです。CT法に関しては、体内の水分量の影響をほとんど受けないと考えられるため、体脂肪率と脂肪面積との結果が違ってしまったのだという回答でございました。

指摘事項の2番目、これは前回の指摘事項に対する回答の(3)に実際にあった文言なのですが、  
「CT測定による腹部脂肪面積は上記の影響を受けにくく」という表現を改められたいという指摘がございまして、それに対して「CT測定による腹部脂肪面積は体内の水分量の影響を受けにくいと考えられ」と置きかえたいという回答でございました。

これらの回答につきまして、座長預かりとなっておりますので、座長に御確認いただくことができまして、調査会での審議は終了となりました。

最後に、調査部会への申し送り事項ですけれども、この品目の表示見本中に「水分補給に適したハイポトニック設計」というキャッチコピーと「スポーツドリンク」という表示がございまして、「水分補給に適したハイポトニック設計」に関しましては、この文言の内容自体が消費者庁によって確認されたものとの誤った認識を与えるのではないかとということと、もう一つは経口補水液と誤認されるのではないかとのご意見が出ておりました。

それから、スポーツドリンクについては、このようなカテゴリーが実際にあるのかどうかということが疑念を持たれておりました。これらについて調査部会での議論が必要ということで、申し送り事項として記載してございます。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、先ほどの御説明に基づきまして委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

調査会の審議結果に関しては、特にデータの取り扱いが少し議論の中にあっただけですけれども、これらは調査会として納得をされたという理解でよろしいでしょうか。〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 まず1番、第43回の指摘事項ですが、このところの腹部脂肪面積は減少しているが、体脂肪率は増加していたということですが、これは経時変化ということでの変化があった。これは

おかしいのではないかとということで御指摘をしたところでございます。

ただ、体脂肪に関しては、測定法としてはCTでとったデータを使うことになっております。でありつつも、インピーダンス法ではふえているように見えている。その説明としては季節変動であろうということ。冬季に増えているような形になっているということでもあります。群間差はとれている。ただ、それでももう少し丁寧にやってほしいということで、それぞれの変化量、バイオインピーダンス法、CT法をとって相関を見ていただいた。その中で弱いながらも有意な相関が得られましたが、係数としては□□ぐらいでしたか。要は弱いながらの相関が得られたという結果であったかと思えます。

事務局のほうであれですか。データは今お持ちですか。

○消費者委員会事務局 相関係数はプラセボ群で□□、被験食群で□□でした。

○□□委員 ということで、有意な相関が認められたと判断させていただいた次第です。

○□□委員 ありがとうございます。有意差がついているというところで、最後の結論は調査会においてもお認めをいただいたということかと思えます。

あとは申し送り事項として、水分補給に適したハイポトニック設計あるいはスポーツドリンク、こういったところの表現をどういうふうに御覧になれるかということかと思えます。どこからでも構いませんので御意見いただけますでしょうか。□□委員、お願いします。

○□□委員 ヘルシアウォーター a という既許可品があると思うのですが、s とほとんど同じデザインだと思うのですが、s が許可されたら s に置き換えられるということなのではないでしょうか。a と s の違いがすごく小さくて。

○□□委員 消費者庁からお願いします。

○消費者庁食品表示企画課 承知しておりません。

○□□委員 そっくりなデザインなものですからということと、そして a にもスポーツドリンクととりあえずは書いてあって、かつ、ホームページの説明のところにハイポトニック設計というのも既に言葉が商品説明には使われていて、その関係で私はよくわかりません。

○□□委員 ありがとうございます。既許可品のヘルシアウォーター a とのすみ分けというか、差別化という部分で非常にデザインも含めて似通っている。それと今、御指摘いただいたように、調査部会に申し送られたハイポトニックとかスポーツドリンクというような表現も、もう既にヘルシアウォーター a で使われているということがあるので、要は今ここで申し送られておりますけれども、認められているようですという情報をいただきました。ありがとうございます。

a を s に置きかえるという話はない、お聞きになられていないということなので、a を踏まえて s が出てきたということかと思えます。どうでしょうか。それで1つまず伺っておきたいのは、先ほどのハイポトニックとかスポーツドリンクという表現は、既許可品に類似の表現が認められるので、表示自体としては問題ないという消費者庁側の御認識でよろしいですか。

○消費者庁食品表示企画課 はい。

○□□委員 ありがとうございます。ということからすれば、調査部会としても既許可品で認められているということ踏まえつつ、問題なしという判断にしてしまってもよろしいでしょうか。

では、□□委員、まずお願いします。

○□□委員 私も花王さんのホームページを拝見して、ハイポトニック設計についての説明あるいはスポーツドリンクとしての訴求を確認しました。そのとき、特保ではないけれども、こういったハイポトニックだったり、あるいはスポーツドリンクとして訴求している競合品は何かないかと思ひ、調べました。□□の□□とか、□□の□□が同じようにハイポトニックを訴求して、スポーツに適していると言っています。今はやりのアピールポイントであることを改めて確認できたわけですが、では翻って茶カテキンによる特保のこの商品を表示するに当たって、ホームページとか、あるいはコミュニケーションの中でそういうキーワードを使うことはよしとしても、パッケージ上に入れたほうが強いアピールになると思ひますので、多分花王さんもそういう方向に持っていきたいのだと思ひますが、果たしていいのかなと疑問に感じた次第です。

○□□委員 ありがとうございます。同様の表示をしておられる商品についても御紹介をしていただきました。また、消費者庁として表示上、問題はないということで、特保としてこういう表現が付されることについて、どういうふうにか考へるかということかと思ひます。既許可品はありますけれどもという話ではあるのですけれども、いかがでしょうか。先ほど事務局から手が挙がっていましたが、補足がありますか。よろしいですか。

今の点も踏まえつつ委員の皆様いかがでしょうか。スポーツドリンクとかハイポトニックでこれから夏場に行くとする、熱中症予防とかいうところが事業者サイドから見ると訴求点になっていき、そこに茶カテキンを関与成分として体脂肪を減らすという特保、ここが商品化をされているという点について、どういうふうにか受けとめるかということだと思ひます。いいではないかという考へ方もあるでしょうし、それぞれの訴求は違ふのではないかという考へ方もあるのかもしれませんが、委員の皆様いかがでしょうか。既許可品があるという点も踏まえて、□□委員、お願いします。

○□□委員 特に反対とかそういうことはないのですが、私がまだ読み切っていないのかもしれませんが、特保でそういう言葉を使うのであれば、申請書には私たちがこの清涼飲料が浸透圧とか、いろいろなことを入れて、ハイポトニックとはこういうふうであるという定義を彼ら、あるいは国際的なものがあるのかもしれないですけれども、それくらいは資料としては載せるべきではないでしょうか。みんなが何となく使っている。でもそれはどういう意味ですかと言われた場合に、何となくとしか答えられないという状況になるのではないのでしょうか。

○□□委員 ありがとうございます。

そういう意味で今、このハイポトニックとかスポーツドリンクというのは定義として明確なものがあるという考へ方でよろしいでしょうか。それとも業界の自主的スタンダードのようなものをお持ちなのかどうか。この点に関して消費者庁はどういうふうにか把握をしておられますでしょうか。

○消費者庁食品表示企画課 ただいまの御質問でございます。食品表示のルールの中でスポーツドリンクやハイポトニック飲料という定義があるかどうかですけれども、それはありません。したがって、使っている場合には、まさに人口に膾炙している、一般にそのように理解されている言葉を普通名詞として使っていることになります。

○□□委員 ありがとうございます。定義はない。そういう言葉が特保のパッケージ上に付されて

いる。ここは特保の制度を議論している、あるいは特保の商品に関して審議をしているこの場でどういうふうに見ていくかということかと思えます。本来で言えばしっかりした定義があり、その点を踏まえた上で、それとは違う関与成分のヘルスクレームについてしっかりとした個別許可をするというのがこの新開発食品調査部会の役割だと思いますので、こういう定義がない言葉がキャッチーに使われているという点を看過するのか、それともしっかりした定義を設けていただくのか、あるいはこういう表示は避けていただくのか、いろいろな考え方はあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

では、□□委員、□□委員をお願いします。

○□□委員 覚えていませんけれども、例えば病者用の特別用途食品の中には□□ってありますね。ああいうときに例えばWHOが決めているのかとか、そういうところで大まかな、私自身はこうだと答えられませんけれども、調べたり申請者に尋ねることはできるのではないのでしょうか。

○□□委員 今の点は消費者庁からお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 御指摘の製品に関しては、特別用途食品の病者用食品の個別評価型の許可としておりまして、こちらは例えば許可を出している表示、例を読み上げますと、「電解質と糖質の配合バランスを考慮した経口補水液です。軽度から中等度の脱水状態の方の水電解質を補給、維持するのに適した病者用食品です」ということで、その後、例えば「感染性腸炎、感冒による下痢、嘔吐、発熱を伴う脱水状態、高齢者の経口摂取不足による脱水状態、過度の発汗による脱水状態等に適しています」ということで、病者用の脱水等への治療を前提とした食品という許可区分になりますので、今の御議論の内容からすると、領域がより病者にフォーカスしたものの許可内容になっています。

○□□委員 ありがとうございます。病者用特別用途食品、具体的には□□のお話で、その表示がどういうふうになっているかという説明をしていただきました。スポーツドリンクとは全然違う。それをちょっとハイポトニックというのは少しそちらに寄るような表現というか、よりわかりにくくしているのかもしれないですね。

□□委員、お願いします。

○□□委員 ヘルシアウォーターsについては、許可表示については調査会では有効性を認めているわけですが、水分補給に適したということは認めてはいない、という中でいかがでしょうかということです。ひっきりかきを生じたということでございます。

○□□委員 ありがとうございます。新開発食品調査部会に申し送られた趣旨の部分で御説明をいただきました。今、病者用特別用途食品の話に行きましたけれども、そこのかかわりを含めて、ちょっと関与している成分、また、ヘルスクレームの点で見ると当然、違和感が出てくるということかと思えます。いかがでしょうか。□□委員、お願いします。

○□□委員 特保としての効能そのものは全く問題ないと思うのですけれども、水分補給というのは大量に飲んでいいですという意味でもあるので、汗が例えば2リットル出たら、これを2リットル飲んでいいですかということを問われているのだと思うのです。□□であれば2リットル汗が出たら、それは飲んでいいでしょう。ではこれを1日量の4倍飲んでいいですかという部分が出てく

と思うので、そこが相反する部分だと思うのです。さすがにカテキンをそれだけとるのはちょっとしんどいのではないかと思いますので、余り両立しない概念ではないかと思っています。

〇〇〇委員 ありがとうございます。ここもスポーツドリンク系とか、ハイポトニックとかいう水分補給的な意味合いが出てきたときに、多量飲用してしまう、過剰摂取のリスクが懸念されるという話へとつながっていているように思います。それと、もともとこの許可を受けようとする表示の内容自体は、これまでに許可された従前の商品と比較もし、また、調査会で御議論いただいた内容から見て異論はないという御意見でもございました。

そういう意味で、ここまでのところでは特保としての許可を受けようとする表示の内容等に関しては特段異議が出ているわけではなくて、調査会から申し送られたスポーツドリンクとかハイポトニックというような表現をそのまま認めるかどうかというところにフォーカスが当たっているように思います。

ほかの委員の皆様いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 御指摘のとおりで、この特保の主たるところは体脂肪であって、そして、その成分が茶カテキンであるという、そこだけですね。それに加えて水分補給をイメージするようなハイポトニックであったり、スポーツドリンクという修飾語が入ってきている。そこに対する根拠は全然示されていないと思います。まずハイポトニックの電解質濃度も規格の中に数値として入ってきておりませんし、あるいは水分補給をするメリットといいますか、このものが水分補給のドリンクとして有効である、あるいは有用であるという根拠が示されていない。その中でこういう表示をするというのはいかがなものかということであります。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 スポーツドリンクに関してもきちんとした定義がないということなので、これに関して何か言うのは難しいかなと私は思います。一応、本来の機能である脂質の燃焼云々とかいうのが、運動したときにこれを飲むと上昇するというデータがあるので、スポーツという言葉を入れることに関しては仕方がないのかなという気がいたします。

むしろハイポトニックのほうは、ハイポトニックというのはすごく小さくこの表示の中に出てくるのですけれども、その上にしっかり「水分補給に適した」というふうに、一種の機能的なことが書いてあるので、こちらのほうが問題かなという気がいたします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

具体的な御意見だったかと思います。スポーツドリンクに関しては、逆に言うとこれを表示させない理由はないので、また、具体的な許可を受けようとするヘルスクレームに関して関連するところでこれを認める方向、一方でハイポトニックのほう水分補給に適しているという、これはあくまで病者用特別用途食品の用途のような誤解というか誤認を招く可能性もあるので、こちらのほうが問題だという具体的な御意見だったかと思います。いかがでしょうか。

ということは、スポーツドリンクはそのままお認めをし、ハイポトニックあるいはそこに具体的に表現をしております水分補給に適したという、ここの文言ですね。これを改善、指導していくと

ということが具体的な御意見になるのではないかと思います。あるいはハイポトニックまで記述を改めていただくのかどうかということかと思えます。いかがでしょうか。□□委員、お願いします。

○□□委員 特保は1日の摂取目安量があるものだと思うのです。それに対して水分補給剤というのは摂取目安のないものだと思うので、その意味では特保の側に目安を守って飲みましょうということを使う、逆に水分補給を書くのであれば、それを書かないと飲み過ぎるとだめですよということを使ったほうがいいと思います。水分補給のほうが消えていくのであれば、その注意喚起というのは今までの特保と同じ扱いでいいと思うのですが。

○□□委員 ありがとうございます。もともと1日の摂取目安量が500mlという商品設計になっているところがありますが、私も見ている懸念されるのは、ボトルが1リットルの大型のものもあって、これが水分補給に適したということになれば、もはや500mlで終わることなく1リットル、ボトル全部というような消費者側から見ると誤認を招く可能性もあって、適切な量を超えていく懸念は相当高いということかもしれないですね。

そういう意味で今の御意見も踏まえていくと、最終的に摂取目安量の500mlというのは表示の中にありますので、水分補給に適した云々の多量飲用を誤認させないように、この辺の表示を改善していただくというのが一つの指導ということになるかと思いますが、いかがでしょうか。基本的にはそういう方向でよろしいですか。

そうしましたら、もう一度整理をいたしますと、このヘルシアウォーターsに関しては、まずこの申請について、この部会では基本にお認めをする方向ということよろしいですか。ただし、表示のところ懸念されるハイポトニック、また、具体的に書いてあります水分補給に適したハイポトニック設計、ここについては過剰飲料の懸念を持たれる意見が多かったので、改善を図っていただく。具体的にはここを全部削除するというのもあるかもしれません。また、「に適した」という表現が病者用特別用途食品□□のお話があったような表現を連想させるということで、誤認を招く表現かもしれませんので、その部分は申請者側に考えていただくということでしょうか。

こういうところであれば、次回、再審議というよりは、部会長預かり等でお願いをできるのではないかと思いますけれども、1点だけ確認したいのは、ハイポトニック設計という言葉は使わないように指導するのか、あるいは水分補給に適したところが問題になるので、この部分は何とか改善を働きかけるようにするのか。すなわちハイポトニック設計はオーケーにするのか。このあたりはいかがでしょうか。全部だめにしますか。ただ、そうすると既許可品との兼ね合いがもう一方で気になるのですが。

○□□委員 でも既許可品そのものの表示にはない。ホームページ上にスポーツ時に適したはちみつが入って飲みやすい水分補給に適したみたいな、それでハイポトニック設計と書いてあります。

○□□委員 つまり今、申請があっているようなパッケージ、容器そのものにはそういう表現はない。

○□□委員 ヘルシアウォーターaには。

○□□委員 ということは、aと同じように使わないという指導はできるということですか。事務

#### 第48回新開発食品調査部会 議事録

局側はどうでしょうか。今のような判断に関しては。

○消費者庁食品表示企画課 許可後にヘルシアウォーター a の表示見本の変更が申請者からありまして、その際「水分補給に」「ハイポトニック設計」が追加されました。

○□□委員 既許可品にも同じような表現があるということですね。ということになると、それをこの部会で新しい申請品に関して改善を図るということになるとすると、どのような影響があるのですか。この点どう取り扱ったらいいのですか。事務局側、これはどちらに。消費者庁からなのか、消費者委員会側なのか。では、消費者庁側からお願いします。

○消費者庁食品表示企画課 ヘルシアウォーター a に関しては、許可後の変更手続でハイポトニック設計という表示が加わった旨、担当から説明させていただきましたが、本日こういう御議論をいただいた内容も踏まえて、事務的な変更届の扱いもこちらで検討の素材にはなろうかと思しますので、適切な表示とは何ぞやということで御議論いただいて特段こちらとしては支障はございません。

○□□委員 わかりました。ありがとうございます。

そうしましたら、消費者に対する誤認を招かないように、今のような適切な表示について改善を図っていただく。つまり、ハイポトニック設計という表現そのものも見直していただくという指示というか、結論にさせていただいてよろしいですか。□□委員、お願いします。

○□□委員 ハイポトニックというのは物理的に決まることであるから、そのところはそれほど大きな問題にはならないかと思うのですが、「水分補給に適した」というところは、あたかもこの調査部会で評価したように見えてしまうというところ、これはよろしくないと思っております。

○□□委員 ありがとうございます。

結局、定義がないのでというところがあればいいけれども、ハイポトニックは等張でよろしいのですか。

○□□委員 アイソトニックが等張です。

○□□委員 そうか。ハイポトニックは等張より高いという意味ですか。

○□□委員 低張です。

○□□委員 低張ですか。ということは、イオン強度的に実際の物理学的な数値であらわされるわけですね。本当は。

では、この言葉自体、ハイポトニックという言葉を使うこと自体は、ここで使うべきではないとかいうふうに規制をすることはできないという考え方になりますか。

○□□委員 実際にこれがハイポトニックであるかどうかは。計算すれば多分。

○□□委員 イオン強度的に計算すればいいのですよね。

○□□委員 生理的食塩水よりある程度低ければ、それは入ると思います。

○□□委員 □□委員、お願いします。

○□□委員 規格として電解質濃度なり浸透圧なり、それをきちんと決めるべきではないのでしょうか。ハイポトニックと言うのであれば。それなしに勝手にハイポトニックということに対して私たちがイエス、ノーを言うことではないように思います。

○□□委員 わかりました。今、□□委員から御発言いただいたように、また、□□委員からも補



足をしていただきましたように、ハイポトニックであるという根拠を明確にさせていただいた上で、この表現については事業者サイドに委ねる。ただし、「水分補給に適した」というところは誤認を招く表現であるということで、この仕様については改善を図るという扱いでよろしいですか。□□委員、お願いします。

□□委員 それと今回、炭水化物の部分の成分を変更してきているのです。マルトデキストリンを使ってきているのですが、そういったことが例えば本当に水分補給、吸収とかそういったところに関与しているとすれば、そういったことを期待して書いているとすれば、それは多分、意図してそういう変更があったのではないかと思うのですが、そういったことも実際に触れていない、そして本質的なところはカテキンの量がきちんと基準を満たしているかどうかという、その論点で申請をしてきているのがこの商品だと思えます。しかし、中身を見るとその枠を超えて水分補給に適したとか、ハイポトニックであるとか、あるいはスポーツドリンクであるとか、そういった修飾語が入ってきているところに混乱を招いている。

□□委員 ありがとうございます。要は根拠が十分でないというところで十分な、そこをお示しいただいて、誤認を招かないようにすべきであるということになりますね。最終的には。

□□委員 繰り返しになりますが、本当に幾ら飲んでもいいのかという、そこは非常に大事なところではないかと思えます。運動した後に水分補給のためだったら1リットルボトルがあったら1リットル飲んでしまうわけですし、場合によっては2本用意していて、2リットル飲むことも十分に考えられるわけです。そのときに本来の特保としての有効成分のそういうとり方をして大丈夫なのかという、そこに懸念が行きます。

□□委員 ありがとうございます。

今のように目安量というところは書いてはありますけれども、使用上の先ほども議論になりましたように、注意喚起をやっていく部分は徹底をしていただかないといけない。そういう意味でのハイポトニックであったりスポーツドリンクであったり、過剰摂取を促すような点についての懸念は委員の皆様から多く寄せられているので、さらに改善を図っていただくということを申請者にお伝えをして、基本的な特保機能、特保に関する点についてはお認めをいただきましたので、その改善が適切に図られた時点で部会長預かりでお認めをする方向に持っていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今の点については一度、事務局にまとめていただいたほうがいいですね。

○消費者委員会事務局 今、□□委員からお話がありましたとおり、表示見本中の「水分補給に適したハイポトニック設計」は、新たなヘルスクレームで誤認を招くおそれがあるということと、あとは飲み過ぎのところから懸念されるということで表現を改めるということで、指摘事項を発出させていただきました。その結果、部会長に確認いただいて御了承ということであれば、部会としても了承という形にさせていただければと。

□□委員 よろしいでしょうか。

そうしましたら、今回の審議事項に関しては以上でございます。